

川崎市妊産婦等生活援助事業 業務委託提案書等評価基準

1 審査方法

(1) 「川崎市妊産婦等生活援助事業業務委託プロポーザル評価委員会設置要綱」に規定する各委員が参加者から提出された提案書等及びヒアリングの内容に基づき、評価を行う。

(2) 総得点の合計点が最も高い参加者（以下、「最高得点者」という。）を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、委員会で協議し決定する。なお、各委員の評価点の平均点が108点（180点満点）に満たない場合は、市が要求する水準に満たないものとして選定しない。参加者が1者のみの場合も同様とする。

2 評価項目

評価項目	評価のポイント	配点 (上限)
1 団体の運営能力	・ この事業の目的を達成するために十分な実績があるか。また、安定した事業の実施を期待できるか。	35
	・ 社会的養護に関する現状を踏まえ、支援が必要な母親や児童等の現状を理解し、本事業において受託団体が担うべき役割の認識が的確か。	
2 事業の実施内容と関係機関との連携	・ 効果的な支援計画の作成や、その過程における利用者の意向の反映など、各々に合ったものとなっているか。	75
	・ 対象者を確実に事業につなげるための事業周知や相談のしやすさへの工夫	
	・ 特定妊婦等が抱える悩みや課題に対	

	し、事業者が提供する支援のその内容が、対象者に効果的なものとなっているか。	
	・事業所の活用による宿泊を中心とした、母子を分離しない支援方法を提示できているか。また、それが利用者の状況にあわせた個別具体的な支援となっているか。	
	・区役所、児童相談所等の関係機関との連携の重要性を理解し、取り組む姿勢があるか。	
3 事業の実施体制	・事業実施に必要な専門性・経験を有した職員を配置することができる計画か。	3 5
	・本事業の担当職員が事業実施日に不在である場合や課題が発生し組織的な対応が必要な場合など、団体として必要な支援体制が確保されているか。	
	・職員の資質の向上に向け、研修や人材育成に関する取組が具体的に示されているか。	
4 適正な事業実施	・個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、電子データや文書等の情報管理を組織的に行う体制がとられているか。	3 0
	・対応記録や各種文書の作成や関係機関との調整等を遅滞なく実施するとともに、事業全体の進捗管理等を組織的に行う体制がとられているか。	
	・利用者からの意見や苦情を受け付ける体制及び対応が適切か。	

	・利用者の安全が確保されるよう、緊急時の連絡体制やマニュアル等について示されているか。	
5 見積書の妥当性	・見積書は、実施内容や実施体制等に対して適切な金額となっているか。また、提案内容に無駄がないか。	5
合計		1 8 0